

【欠格条項】 法律による資格制限

弁護士 東奈央

2026/2/20

欠格条項なくす会

1

1

公職選挙法の欠格条項【当時】

公職選挙法 11条

- 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

1 成年被後見人

2013年 東京地方裁判所

「憲法15条違反」の判決

2026/2/20

欠格条項なくす会

2

2

地方公務員法の欠格条項【当時】

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人

第28条

4 職員は、第16条各号（第3号を除く。）の一に該当するに至つたときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

吹田塩田裁判（2015提訴）

2026/2/20

欠格条項なくす会

3

3

欠格条項の問題は終わっていない

- 2017/5/24 院内集会開催（塩田訴訟の原告もスピーチ）
- 2019/6/7 欠格条項削除法⇒（公務員法も含め）欠格条項見直し

しかし...たとえば（なくす会のホームページより）

2025年5月 災害対策基本法（1961年公布）

「心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない者」を役員に含む団体は、「被災者援護協力団体」として登録できない（追加）。など...

『心身の障害』や『心身の故障』という用語で、まだ線引きがされている実態がある。

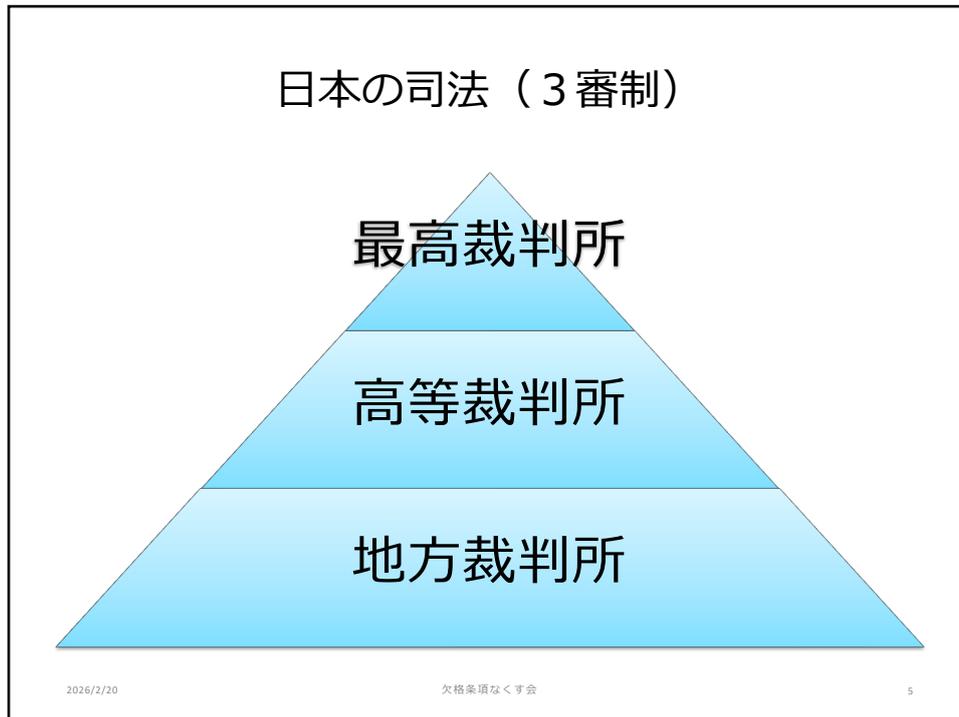
障害のあるなしによらず、全ての人が等しく扱われるべき。

2026/2/20

欠格条項なくす会

4

4



5

最高裁はかなり限定的

- 15人全員の裁判官で構成する大法廷（定足数9人）
- 5人ずつで構成する三つの小法廷(定足数3人)

最高裁の事件・・・まず小法廷で審理
法律，命令，規則又は処分が憲法に適合するかしないかを判断するようなときには，大法廷で審理及び裁判。

最高裁判所 = 法律審 ⇒ 審理は通常書面審理

- 上告理由がないと判断される事件 = 口頭弁論を経ず上告棄却
- 当事者から不服のある点について直接聴いた方がよい事件については，口頭弁論を開いて意見を述べる機会を設けた後に判決を言い渡す。

2026/2/20 欠格条項なくす会 6

6